# 身体的拘束等適正化のための指針

メリィハウス相田

### 1. 身体的拘束等の適正化に関する基本的な考え方

### (1)施設としての理念

メリィハウス相田では今後半年に一回以上職員間で委員会を設けることとする。

入居者に笑顔のある楽しい毎日をお過ごし頂けるよう、全てのスタッフ・部門が、心配りの行き届いた「もてなしの心」であたたかく接していくことを基本とする。こうしたことから、入居者の生活の自由を制限し、尊厳ある生活を阻む身体的拘束その他入居者の行動を制限する行為を禁止する。

当施設では入居者の尊厳と主体性を尊重し、職員一人ひとりが身体的拘束における身体的・精神的・社会的弊害を理解して拘束廃止に向けた意識を持ち、多職種連携で入居者のアセスメントに取り組み、入居者の言動の背景を理解したうえでケアプランを策定・実行する。これにより、身体的拘束に頼らないケアの実施に努め、入居者のその人らしい暮らしの実現を図る。

#### ①身体的拘束の原則禁止

身体的拘束は入居者の生活の自由を制限することで重大な影響を与える可能性がある。本施設(メリィハウス相田)は、入居者お一人お一人の尊厳に基づき、安心・安全が確保されるよう基本的な仕組みをつくり、施設を運営するため、身体的・精神的に影響を招く恐れのある身体的拘束は、保護するため緊急やむを得ない場合を除き、原則として身体的拘束を禁止とする。

#### ②身体的拘束に該当する具体的な行為

- ・徘徊しないように車椅子やイス、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ・転倒しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ・自分で降りられないように、ベッドを柵(サイドレール)で囲む。
- ・点滴、経管栄養等のチューブを抜かないように四肢をひも等で縛る。
- ・点滴、経管栄養等のチューブを抜かないように又は皮膚をかきむしらないように手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
- ・車椅子やイスからずり落ちたり、立ち上がったりしないように Y 字型抑制帯や腰ベルト、車椅子テーブルをつける。
- ・立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようなイスを使用する。

- ・脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣(つなぎ服)を着せる。
- ・他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ・行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- ・自分の意志で開くことのできない居室等に隔離する。

※介護保険指定基準において禁止の対象となる具体的な行為(令和元年9月現在)

### ③目指すべき目標

3要件(切迫性・非代替性・一時性)のすべてに該当すると委員会において判断された場合、ご本人・ご家族への説明・確認を得て拘束を実施する場合もあるが、その場合もご入居者の態様や介護の見直し等により、拘束の解除に向けて取り組む。

①切 迫 性 : 入居者本人または他の入居者等の生命または身体が危険にさらされる可能

性が著しく高いこと

②非代替性 : 身体的拘束を行う以外に代替する介護方法がないこと

③一 時 性 : 身体的拘束その他の行動制限が一時的なものであること

### (2)施設としての方針

次の仕組みを通して身体的拘束の必要性を除くよう努める。

- ① 入居者の理解と基本的なケアの向上により身体的拘束リスクを除くよう努める。 入居者お一人お一人の特徴を日々の状況から十分に理解し、身体拘束を誘発するリスクを 検討し、そのリスクを除くための対策を実施する。
- ② 責任ある立場の職員が率先して施設全体の資質向上に努める。 管理者が率先して施設内外の研修に参加するなど、施設全体の知識、技能の水準が向上す る仕組みを作る。特に、認知症及び、認知症による行動・心理状態について施設全体で習 熟に努める。
- ③ 身体的拘束適正化のため入居者、ご家族と話し合いをする。 ご家族と入居者本人にとって、より居心地のいい環境・ケアについて話し合い、身体的拘束を希望されても、そのまま受け入れるのではなく、対応を一緒に考える。

### 1. 身体的拘束等適正化のための体制

次の取り組みを継続的に実施し、身体的拘束適正化のための体制を維持・強化する。

(1) 身体的拘束適正化検討委員会の設置及び開催

身体的拘束適正化検討委員会(以下、委員会という)を設置し、本施設で身体的拘束適正 化を目指すための取り組み等の確認・改善を検討する。過去に身体的拘束を実施していた 入居者に係る状況の確認を含む。委員会は三月に1回以上の頻度で開催する。

特に、緊急やむを得ない理由から身体的拘束を実施している場合(実施を開始する場合も 含む)には、身体的拘束の実施状況の確認や3要件を具体的に検討する。

#### (2) 委員会の構成員

管理者、センター長、サービス提供責任者、介護職員、介護支援専門員など

(3) 構成員の役割

招集者:管理者、センター長 記録者:サービス提供責任者

#### (4) 委員会の検討項目

- ①前回の振り返り
- ②3 要件(切迫性、非代替性、一時性)の再確認
- ③身体的拘束を行っている入居者がいる場合 3要件の該当状況を個別具体的に検討し、併せて入居者の心身への弊害、拘束をしない 場合のリスクを評価し拘束の解除に向けて検討する。
- ④身体的拘束を開始する検討が必要な入居者がいる場合 3要件の該当状況、特に代替案をについて検討する。
- ⑤今後やむを得ず身体的拘束が必要であると判断した場合 医師、ご家族との意見調整の進め方を検討する。
- ⑥意識啓発や予防策等必要な事項の確認、見直し
- ⑦今後の予定
- ⑧今回の議論のまとめ

#### (5)記録および周知

委員会での検討内容の記録様式を定め、これを適切に作成・説明・保管するほか、委員会の 結果について、介護職員、その他の従業者に周知徹底する。

## 3. 身体的拘束適正化のための研修

身体的拘束適正化のため介護職員、その他の従業者について、職員採用時のほか、1年2回 以上の頻度で定期的な研修を実施する。研修の実施にあたっては、実施者・実施日・実施場 所・研修名・内容(研修概要)を記載した記録を作成する。

① 身体拘束禁止及び虐待防止のため、介護職員その他の従業者に対する職員研修1年に2回以上実施する。

- ② 新規採用時に身体拘束禁止及び虐待防止のための研修を実施する。
- ③ 研修の内容は、以下のとおりとする。
  - 身体拘束禁止及び虐待防止に関する基礎的内容の適切な知識の普及・啓発
  - 本指針に基づく、身体拘束禁止に関する内容等の徹底
- ④ 研修の実施日時、実施内容、受講者等についての記録を残す。

### 4. 緊急やむを得ず身体的拘束を行わざるを得ない場合の対応

#### (1)3 要件の確認

- ・切迫性:入居者本人又は他の入居者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著 しく高いこと。
- ・非代替性:身体的拘束を行う以外に代替する介護方法がないこと。
- ・一時性:身体的拘束が一時的なものであること。

#### (2)要件合致確認

入居者の態様を踏まえ身体的拘束適正化委員会が必要性を判断した場合、限定した範囲で 身体的拘束を実施することとしますが、拘束の実施後も日々の態様等を参考にして同委員会で 定期的に再検討し介助へ向けて取り組む。

#### (3)記録等

緊急やむを得ず身体的拘束を行わざるを得ない場合、次の項目について具体的にご本人、 ご家族等へ説明し書面で確認を得る。

- ・拘束が必要とされる理由(個別の状況)
- ・拘束の方法(場所、行為 ※部位、内容)
- ・拘束の時間帯及び時間
- ・特記すべき心身の状況
- ・ 拘束開始及び解除の予定 (解除予定は必ず入れる)

## 5. 身体的拘束に関する報告

緊急やむを得ない理由から身体的拘束を実施している場合には、身体的拘束の実施状況や 入居者の日々の態様(時間や状況ごとの動作や様子等)を記録し、適正化委員会で拘束解除 に向けた確認(3 要件の具体的な再検討)を行う。

# 6. 入居者等による本指針の閲覧

本指針は、本施設で使用するマニュアルに綴り、全ての職員が閲覧を可能とするほか、入居 者や家族が閲覧できるように施設内への掲示や施設ホームページに掲載します。

2025年 9月 1日